

中小企業の設備投資を後押しします!!

税の優遇・補助金優先採択

宇都宮市では、「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者の労働生産性を向上させるため、本市の「導入促進基本計画」に沿って中小企業者が策定する「先端設備等導入計画」の認定を行っています。

認定を受けた中小企業者は、固定資産税の特例措置等の支援を受けることができます。(支援を受けるにあたっては一定の要件があります。)



支援内容

▶ 新規取得した設備の固定資産税が3年間ゼロ

※ 先端設備等導入計画の認定と固定資産税の特例では、対象要件が異なります。

▶ 国の補助金の優先採択

※ ものづくり・サービス補助金、IT補助金などの優先採択を受けることができます。

▶ 金融支援

※ 資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

先端設備等導入計画の認定

認定を受けられる中小企業者の規模(中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	資本金の額又は出資の総額	又は 常時使用する従業員の数
製造業その他(※1)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
(政令指定業種) ゴム製品製造業(※2)	3億円以下	900人以下
(政令指定業種) ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
(政令指定業種) 旅館業	5千万円以下	200人以下

先端設備等導入計画の主な要件

	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性向上の目標	計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

※1 「製造業その他」は、左記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※2 「ゴム製品製造業」は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

固定資産税の特例

認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロにします。

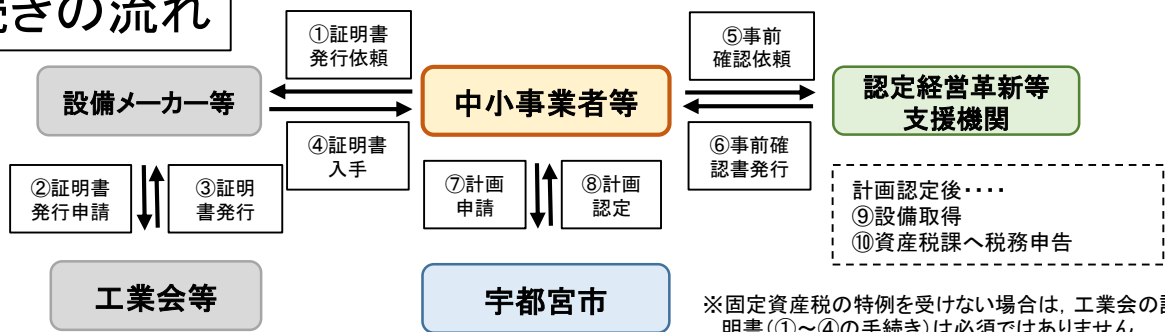
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>次の法人は、資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人 2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
対象設備	<p>一定期間内に販売されたモデルで、生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備</p> <p>【減価償却資産の種類(取得価額/販売開始時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 160万円以上/10年以内 ・測定工具及び検査工具 30万円以上/ 5年以内 ・器具備品 30万円以上/ 6年以内 ・建物附属設備 60万円以上/14年以内(償却資産として課税されるものに限る)
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

※ 固定資産税の特例を受けようとする場合は、先端設備等導入計画の認定後、償却資産の申告の際に以下の書類(資産税課にご請求いただくか、ホームページより印刷可能)を添付して資産税課 償却資産グループに申告してください。

- ・課税標準の特例・非課税該当償却資産申請書
- ・先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート

その他、特例に関する書類の写が必要な場合がありますので、特例チェックシートでご確認いただくか資産税課にお問い合わせください。

手続きの流れ



※固定資産税の特例を受けない場合は、工業会の証明書(①～④の手続き)は必須ではありません。

お問い合わせ

申請様式等は宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

□ 先端設備等導入計画の認定に関すること
 宇都宮市 経済部 商工振興課 商工振興G
 ホームページ: ページ番号1016389
 TEL: 028-632-2433
 E-mail: u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

□ 固定資産税の特例や申告に関すること
 宇都宮市 理財部 資産税課 償却資産G
 ホームページ: ページ番号1017576
 TEL: 028-632-2259
 E-mail: u0406@city.utsunomiya.tochigi.jp